

福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
状態の変化 ()	・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具・ 体位変換器 ・ 移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻度におき、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態になる。
	・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具・ 体位変換器 ・ 移動用リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
急性増悪 ()	・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具・ 体位変換器 ・ 移動用リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要となる。
医師禁忌 ()	・ 特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危機性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・ 特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危機性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・ 特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・ 床ずれ防止用具・ 体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれの危険性を回避するひとつようがある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・ 移動用リフト	人口股関節の手術で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。